

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日翌日
が休息日
は、翌日)

目次

◇告

示

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額(労政・能力開発課)

家畜のブルセラ病検査等の実施(畜産課)

牛のブルセラ病検査等の実施(畜産課)

土地改良区の役員住所の変更(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

土地改良事業の認可(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

都市計画の変更に係る図書写しの縦覧(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正(河川課)

河川法施行法の規定による二級河川の指定の一部改正(〃)

◇公

告

職業能力開発促進法による技能検定の実施(労政・能力開発課)

◇正

誤

平成四年二月鳥取県告示第七十号中訂正

告 示

鳥取県告示第九十三号

職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第五条第二項の規定に基づき、鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額を次のとおり定め平成四年四月一日から施行し、昭和六十一年三月鳥取県告示第二百五十三号(鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について)は、廃止する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実技試験

1 特級

検 定 職 種	手 数 料 の 額
全 職 種	一万三千八百円

2 一級、二級及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料 の 額
園 芸 装 飾	一万三千八百円
造 園	一万三千元
さ ぎ 井	
金 属 溶 接	
鑄 造	

ダイカスト	機械検査	製材のこ目立て 切削工具研削 金属研磨仕上げ 仕上 ロ―プ加工 金属ばね製造 溶射 アルミニウム陽極酸化処理 電気めつき 工業彫刻 工場板金 建築板金 鉄工	金属プレス加工	金型製作 放電加工 機械加工 粉末冶金 金属熱処理 鍛造
一万二千元	一万円	一万三千八百円	一万二千元	一万三千八百円

染色	織機調整	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備 建設機械整備 縫製機械整備 油圧装置調整	空気圧装置組立て 内燃機関組立て 複写機組立て 光学機器製造 眼鏡レンズ加工 時計修理 鉄道車両製造・整備 自動販売機調整 家庭用電気治療器調整 プリント配線板製造 半導体製品製造 電気機器組立て 電子機器組立て 電子回路接続 機械保全
一万三千元	一万三千八百円	一万三千元	一万二千元	一万三千八百円

強化プラスチック成形	プラスチック成形 印刷版	製印製 版下製 作	紙器・段ボール箱製造	竹工芸	家具製作 家具製作 木型製作 機械木工 木工機械整備	木工機械整備	布はく縫製	帆布製品製造	寝具製作	和裁	紳士服製造	婦人子供服製造	ニット製品製造
一万三千八百円	一万五千円	一万三千八百円	一万二千円	一万三千八百円	一万三千八百円	九千円	一万二千円	一万円	一万三千八百円				

れんが積み	左官	とび	かわらぶき	枠組壁建築	建築大工	酒造	みそ製造	水産練り製品製造	ハム・ソーセージ製造	機械製麺	菓子製造	パン製造	石材施工	陶磁器製造	ガラス製品製造 ほうろろ加工
一万三千八百円	一万二千円	一万三千円	一万三千八百円	一万二千円	一万三千八百円	一万二千円	一万三千八百円	一万三千円	一万三千八百円	一万三千円	一万三千八百円	一万三千円	一万三千円	一万三千円	一万三千円

カーテンウォール施工	熱絶縁施工	スレート施工	内装仕上げ施工	樹脂接着剤注入施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型枠施工	厨房設備施工	浴槽設備施工	配管	昼製作	タイル張り	工 コンクリート積みブロック施工	工 イーエルシーパネル施工	工 ブロック建築	工 築 炉
一万三千円			一万三千八百円			一万三千円	一万二千元		一万三千八百円		一万二千元	一万三千八百円				一万二千元	一万三千円

路面標示施工	塗装	表す張り	印章彫刻	貴金属装身具製作	漆器製造	金属材料試験	化学分析	電気製図	機械・プラント製図	建築図面製作	電気製図	ウエルポイント施工	ガラス施工	バルコニー施工	自動ドア施工	サッシ施工
一万三千八百円	一万二千元	一万三千八百円	一万二千元	一万三千円	一万三千八百円	一万三千円	一万三千八百円		八千五百円			一万三千八百円		一万三千円		一万三千八百円

鳥取県知事 西 尾 邑 次

塗 料 調 色	一万二千元
広 告 美 術 仕 上 げ 義 肢 ・ 装 具 製 作 舞 台 機 構 調 整	一万三千八百円
工 業 包 装	一万三千元
写 真 産 業 洗 浄 商 品 装 飾 展 示 フ ラ ワ ー 装 飾	一万三千八百円

二 学 科 試 験

手数料 二千六百元

鳥取県告示第九十四号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆^モ病検査、馬伝染性貧血検査、カンピロバクター病検査及びトリコモナス病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

平成四年二月二十八日

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆^モ病、馬伝染性貧血、カンピロバクター病及びトリコモナス病の予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

一 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの
鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河

原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

二 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

三 一及び二以外の牛で平成四年四月一日以降放牧しようとするもの
四 平成四年四月一日以降、家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 ニューカッスル病検査

鶏

3 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 腐蛆^モ病検査

みつばち

5 馬伝染性貧血検査

馬

6 カンピロバクター病検査及びトリコモナス病検査

平成四年四月一日以降、家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する

目的で飼育している雌牛

四 実施の期日

平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

4 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蛆^モ病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

7 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

8 カンピロバクター病検査

カンピロバクター病ちつ粘液凝集反応

9 トリコモナス病検査

トリコモナス虫体検査

鳥取県告示第九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病の予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を

経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 山崎 正美	
変更前	東伯郡関金町大字安歩八四三一―四
変更後	東伯郡関金町大字安歩八四三一―八

鳥取県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二十八工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区区画整理）を平成四年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字上ミ坂一七六七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の六三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月二十九日鳥取県指令受都計三十二第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上新印字小門式

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市福市一九〇三

古門 操

鳥取県告示第二百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月十一日鳥取県指令受都計三十三第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字今津字岸ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市栄町一二

株式会社飛鳥

代表取締役 鷺見 均

鳥取県告示第二百四号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十七号中元旧川の項を次のように改める。

元旧川

左岸 東伯郡東伯町大字笠見字下総七八番一地先
右岸 同町同大字同字八七番地先

鳥取県告示第二百五号

昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十号（河川法施行法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

平成四年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号中小田川の項を次のように改める。

小田川

左岸 岩美郡岩美町大字小田字太田三九一番三地先
右岸 同町同大字同字三九三番三地先

蒲生川への合流点

第十三号中茅町川の項を次のように改める。

茅町川
 左岸 東伯郡東伯町大字笠見字中道口六九二番一
 先 地
 右岸 同町同大字同字六九三番地先
 風口

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成4年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

平成4年2月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、版下製作、製版、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄

2 検定の等級

1の職種のうち、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄については等級を区分しないで、その他の検定職種については1級及び2級に区分し

て行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成4年6月12日（金）から同年9月13日（日）までの間におい

て、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成4年6月2日（火）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鉄工、タイル張り、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装、塗装、産業洗浄、布はく縫製及びプラスチック成形	平成4年8月30日（日）
機械加工、電気めつき、建設機械整備、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、製材のこ目立て及び印刷	平成4年9月6日（日）

造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、版下製作、製版、石材施工、熱絶縁施工、建築板金、工場板金、とび、左官、ブロック建築、畳製作、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ及びブローカー装飾	平成4年9月13日(日)
--	--------------

1 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成4年4月6日(月)から同月17日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、62円切手をは

つたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
造園	13,000円
機械加工	13,800円
放電加工	13,800円
金属プレス加工	12,000円
鉄工	12,000円
建築板金	13,800円
工場板金	13,800円
電気めつき	13,800円
仕上げ	13,800円
製材のこ目立て	13,800円
電子機器組立て	13,800円
電気機器組立て	13,800円
鉄道車両製造・整備	13,800円
建設機械整備	12,000円
婦人子供服製造	10,000円
布はく縫製	13,800円
家具製作	13,800円

建具製作	13,800円
版下製作	10,500円
製版	13,800円
印刷	13,800円
プラスチック成形	13,800円
石材施工	13,800円
とび	13,000円
左官	12,000円
ブロック建築	12,000円
タイル張り	12,000円
畳製作	13,800円
防水施工	13,800円
内装仕上げ施工	13,800円
熱絶縁施工	13,800円
サッシ施工	13,800円
表装	13,800円
塗装	12,000円
広告美術仕上げ	13,800円
フラワー装飾	13,800円
路面標示施工	13,800円
塗料調色	12,000円
産業洗浄	13,800円
学科試験の受検手数料	2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成4年10月13日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成4年10月13日(火)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合せること。

正 誤

平成四年二月鳥取県告示第百七十号(公有水面埋立この免許の出願について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

五	〃	四	頁
上	〃	下	段
後ろから五	後ろから三	三	行
鳥取港鳥ヶ島燈台	鳥取港鳥ヶ島燈台	鳥取港鳥ヶ島燈台	誤
鳥取港燈台	鳥取港燈台	鳥取港燈台	正